

第一章 総則

第一条 本会は成蹊大学理工学部硬式庭球部OB・OG会(以下、本会)と称する。

第二条 本会は成蹊大学体育会理工学部硬式庭球部(以下、理硬庭)に在籍し、成蹊大学を卒業した者を会員として構成される。

第三条 本会の本部ならびに事務局を理硬庭内に置く。

第四条 会員は本規約に基づき会員としての資格を保障され、且つ、本規約に服する義務を負う。

第二章 目的

第五条 本会は、会員による自主的な活動により、会員相互の親睦を図ると共に、理硬庭現役生との交流を促進し、理硬庭の発展に寄与することを目的とする。

第三章 活動内容

第六条 本会は第二章の目的遂行のために、定期的に各種行事等の企画をたて、行事達成の為に必要な活動を行う。

第四章 役員会

第七条 本会は以下の役員にて役員会を構成し、必要に応じ役員会を開催する。

会長	(1名)
副会長	(2名)
事務局長	(1名)
会計	(1名)
理事	(人数を定めない)

第八条 役員会における決議は役員会に出席した役員総数の半数以上の賛同を以って決定される。

第九条 役員任期は原則5年とし、再選を妨げない。但し、特別な理由がある場合にはこの限りではない。

第十条 役員改選は第五章に定める総会において承認決定される。

但し、第九条の特別な理由による役員の交代、並びに役員の補充が必要となった場合には、総会において承認されるまでの間、臨時役員として役員を選出することができる。

第十一条 役員の改選については役員会にて定める。

第十二条 役員会での決定承認に基づき、事務局長の指示のもとに事務局が運営事務を行う。

第十三条 事務局は理硬庭の4年生が担当する。なお、事務局員が不足の場合には、3年生以下の現役生もしくは役員が指名した若手OB・OGが代行する。

第十四条 事務局は適宜事務局長へ現況報告をする義務を負う。

第十五条 役員会は必要に応じ、事務局の代表委員を召集し、意見を聞くことができる。

第五章 総会

第十六条 役員会は原則として5年に1回、周年行事と連動し定期総会を開催する。

第十七条 役員または会員の要望があり、役員会がそれを必要と認めた場合には、臨時総会を開催することができる。

第十八条 総会において以下の事項を承認決議する。

- (1) 役員の改選、再任の承認
- (2) 会計報告の承認
- (3) 規約改定の承認

第十九条 総会における決議は総会出席者の半数以上の賛成を以って承認決定される。

第六章 会計

第二十条 本会の運営費は以下に定める会費及びその他をもって賄う。

第二十一条 会員は成蹊大学卒業と同時に永久会費として、5000円を支払う。

役員が必要と認めた場合には、更に会費の徴収を行なう事ができる。

第二十二条 会員はすべて、会費納入の義務を負う。

第二十三条 総会の開催がない年度の会計報告は役員会の承認で可とする。

第二十四条 本会の運営費は役員会での承認を得た上で、以下に定める事項に支出する。

- (1) 本会運営に際して必要な出費
- (2) 理硬庭運営上必要とされる支援
- (3) その他、役員会にて必要と認められた支出

第七章 規約改正

第二十五条 本規約の改正は役員又は会員の要望があり、役員会がそれを必要と認めた場合、役員会にて審議され、総会にてこれを承認決定する。

第八章 特別会員

第二十六条 本会は役員会の承認のもとに特別会員を設定することができる。

第二十七条 特別会員は理硬庭に特に尽力、功績あった者で第一章に定める会員とは異なる。

第二十八条 特別会員は役員会のメンバーの資格、及び総会での議決権を持たない。会費の納入義務もない。

第二十九条 特別会員は本会の各種行事へ参加することができる。

第九章 付則

(1) 本規約は平成18年12月9日より実施する。

(2) 平成28年12月10日改訂